

1. 件名：使用前事業者検査の範囲について原子力エネルギー協議会との面談
2. 日時：令和3年9月6日 15時00分～16時10分

3. 場所：原子力規制庁2階中コア会議室

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門
上田企画調査官、渋谷上席原子力専門検査官、森田上席原子力専門検査官、
平川主任原子力専門検査官、福永係長、堀間係員

原子力エネルギー協議会 副部長他 42名

5. 要旨

○原子力エネルギー協議会から、資料に基づき、使用前事業者検査の対象の整理の考え方並びに対象選定フロー及び工事の具体例について説明があった。

○原子力規制庁は、法令の趣旨は「設置及び変更の工事」の全てが使用前事業者検査の対象と考えるので、先ずはその整理で再度検討するよう求めるとともに、使用前事業者検査の実施が困難なものががあれば、個別に相談するよう伝えた。また、部品単位の交換について、設備・機器及び検査内容並びに工事の結果として機能・性能を確認する必要があるかどうかは、一例として過去の使用前検査の検査対象設備や検査内容等を参考に検討するよう求めた。

6. その他

資料：使用前事業者検査（施設）の対象選定について